

## 歴史的文書利用除外審査基準

歴史資料室設置要綱（2008年（平成20年）7月1日制定）第5条に定める一般の利用に供しない歴史的文書について、次のとおり「歴史的文書利用除外審査基準」を定める。

### 1 審査の基本方針

歴史資料室管理要領（2008年（平成20年）7月1日制定。以下「要領」という。）第4、第6及び第7に基づく利用申出の処理に係る歴史的文書に記録されている情報が利用除外情報に該当するか否かの判断は、利用決定等を行う時点における状況を勘案して行うが、その審査は次の基本方針に基づいて実施する。

- (1) 個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過やそれに伴う社会情勢の変化に伴い、失われることもあり得ることから、審査において「時の経過を考慮する」に当たっては、国際的な慣行である「30年ルール」（利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方）を踏まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報がある場合に必要最小限の制限を行うこととする。

なお、作成又は取得されてから30年を経過していない歴史的文書は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項各号に掲げる情報に該当する場合に、利用の制限を行うこととする。

したがって、歴史的文書に記録されている個人情報については、作成又は取得の日から30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しないと判断することとなる。

また、利用申出に係る歴史的文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、地方公社及び利用申出をした者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、情報管理課長は、歴史的文書を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用申出に係る歴史的文書の名称その他事項を通知して、意見を求めることができる。

（個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う「一定の期間」の目安については、別表「30年を経過した歴史的文書に記録されている個人情報について」を参照）

- (2) 市の機関は、要領第2の規定により移管する歴史的文書について、2の利用除外基準の（1）から（3）までに掲げる場合に該当するものとして利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付すことができる。この場合において、審査においては、当該歴史的文書に付された意見を参酌することとなるが、「参酌」とは、各機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまでも情報管理課長に委ねられている。

### 2 利用除外基準

情報管理課長は、次に掲げる場合には、歴史的文書の全部又は一部を一般の利用に供しないものとするができる。

- (1) 条例第6条第1項第3号（法人等情報）又は第6号（市政運営情報のア又はオ）に掲

- げるおそれがあるものに限る。)に掲げる情報
- (2) 条例第6条第1項第2号に掲げる情報(個人情報)
  - (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ又は社会的差別を助長するおそれがあると当該歴史的文書の引継ぎを行った実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
  - (4) 歴史的文書がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈されたものであって、当該期間が経過していない場合
  - (5) 歴史的文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該原本が現に利用されている場合
  - (6) 歴史的文書としての整理及び目録の作成が終了していない場合

### 3 本人情報の取扱い

情報管理課長は、2の(2)の条例第6条第1項第2号に掲げる情報(個人情報)により識別される特定の個人(以下「本人」という。)から、当該情報が記録されている歴史的文書について利用申出があった場合において、本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、歴史的文書につき個人情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

(参考) 福山市情報公開条例第6条第1項各号

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、前条の規定による公文書の開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定めるところ又は実施機関若しくは市の指定管理者が法律上若しくは広島県の条例上従う義務を有する国若しくは広島県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関又は市の指定管理者が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

エ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情

- 報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務（指定管理者にあつては、指定管理業務に係る職務に限る。）の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報
- (3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理業務に関する情報を除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産若しくは社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ又は社会的差別を助長するおそれがある情報
- (5) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定管理者及びこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理業務に関する情報に限る。）であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理業務に関する情報に限る。）であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画若しくは実施又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉、争訟の方針又は実施に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- カ 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ
- (7) 市、国等（指定管理者を除く。）及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関又は市の指定管理者の要請（市の指定管理者にあつては、市の指定管理業務に係るものに限る。）を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報（指定管理者が提供する場合にあつては、指定管理業務に関する情報を除く。）であつて、第三者において通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められ

るものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

別表 30年を経過した歴史的文書に記録されている個人情報について

歴史的文書に記録されている情報	一定の期間 (目安)	該当する可能性のある情報の種類の例 (参考)
個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	50年	ア 学歴又は職歴 イ 財産又は所得 ウ 採用、選考又は任免 エ 勤務評定又は服務 オ 人事記録
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	80年	ア 国籍、人種又は民族 イ 家族、親族又は婚姻 ウ 信仰 エ 思想 オ 伝染性の疾病、身体の障がいその他の健康状態 カ 刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑）
重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの	110年を超える適切な年	ア 刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑） イ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障がいその他の健康状態
<p>備考</p> <p>1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。          本期間の起算日は、当該情報が記録されている歴史的文書の作成又は取得の日に属する年度の翌年度の4月1日とする。</p> <p>2 「該当する可能性のある情報の種類の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、歴史的文書に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。</p> <p>3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。</p> <p>4 「刑法等の犯罪歴（禁錮以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障がいその他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140年を目途とする。</p>		